

事務連絡

令和4年11月1日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課・学校安全主管課
各都道府県私立学校事務担当課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
文部科学省初等中等教育局教 育 課 程 課
〃 健康教育・食育課
〃 参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止
に関する注意喚起について

標記について、経済産業省から別紙のとおり、注意喚起要請がありました。

については、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、都道府県私立学校事務担当課におかれては、所轄の学校法人に対し、附属学校を置く国公立大学法人学校事務主管課におかれては、附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、学校給食施設や学校の調理実習室等において一酸化炭素中毒事故が発生した場合は、平成29年6月2日付け事務連絡「消費者事故等の通知について(依頼)」(別添参照)のとおり、生命・身体被害に係る重大な消費者事故として文部科学省において事故に関する情報を集約し、消費者庁長官に通知することが義務付けられています。万が一、消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知については、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

○学校安全に関すること

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係

TEL : 03-(6734)-2966 E-mail : anzen@mext.go.jp

○小学校・中学校・高等学校の教科「家庭」における調理実習に関すること

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

TEL : 03-(6734)-2073 E-mail : kyoiku@mext.go.jp

○学校給食施設に関すること

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課食育推進係・学校給食係

TEL : 03-(6734)-2694 E-mail : shoku@mext.go.jp

○専門教科「家庭」における調理実習に関すること

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室 産業教育係

TEL : 03-(6734)-2904 E-mail : sangyo@mext.go.jp

経済産業省

令和4年10月21日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室長 殿
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

経済産業省産業保安グループガス安全室長

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（要請）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととしました。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うよう要請します。

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

近年、食品工場及び業務用厨房施設等において都市ガス及び液化石油ガス（以下「ガス」という。）の消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。

2016年8月には宮崎県内の高校で業務用ガスオーブンを使用した食品製造の実習中に生徒13名及び教諭2名がCO中毒となる事故が発生し、昨年も1件（死者0名、軽症者3名）発生しています。また、直近では、本年8月、静岡県内の企業において、社員食堂用厨房内にある洗浄室に出入りをした14名が病院に搬送され、うち11名がCO中毒と診断された事故が発生したところです。これらの事故の原因は、機器の経年劣化や不十分な換気であり、それによって燃焼器が不完全燃焼を起こし、COを発生したものです。そのほかのCO中毒事故もその原因の多くが同様に機器の経年劣化や不十分な換気となっています。

食品工場及び業務用厨房施設等においてひとたびCO中毒事故が発生した場合、多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等の理解を促すことが重要です。

経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設等におけるガスの消費設備によるCO中毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対して注意喚起をします。

記

1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気（給気及び排気の両方）を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にすることが想定されるため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行われているか、必ず確認すること。なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、ガスの消費設備の態様に応じ、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。

3. ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用すると共に、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルターの清掃等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を行うこと。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。更に、復電後は換気扇及び給排気設備が作動することを確実に確認すること。
4. 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が付着して目詰まりを起し、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討すること。

参考1：2020年、2021年で発生した食品工場及び業務用厨房施設等
における一酸化炭素中毒事故一覧

参考2：飲食店や食品工場などでガス機器を使われている皆様へ

問い合わせ先：

経済産業省 産業保安グループ

高圧ガス保安室 （食品工場）

03-3501-1706

ガス安全室 （業務用厨房施設等）

03-3501-4032

2020年、2021年で発生した食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故一覧						
	月日	県名	死亡	中毒	事故概要	ガス種
1	2020年5月17日	神奈川県	0	7	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒が発生。 原因は、パンを製造する厨房にてガスオープン稼働中に、何らかの原因により換気設備のスイッチが切れてしまったことで燃焼排ガスが滞留し、不完全燃焼を起こしたものと推定される。(ガス事業者推定)	都市ガス
2	2020年8月5日	東京都	0	1	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒が発生。 原因は、換気扇不使用中でガス機器を使用したことにより、厨房内に燃焼排ガスが滞留し、不完全燃焼を起こしたものと推定される。(ガス事業者推定)	都市ガス
3	2020年10月15日	北海道	0	2	パン工場においてパン焼きオープンを使用した際、オープンの排気ガスが適正に屋外に排出されず、室内にいた従業員がCO中毒を負ったもの。 原因は、換気扇・排気ダクトを使用せずにオープンを使用したため一酸化炭素が室内に充満し一酸化炭素中毒になったもの。	LPガス (高圧法)
1	2021年12月11日	鹿児島県	0	3	排気フードの排ガス吸込み阻害に伴う排ガスCO中毒が発生。 原因は、エアコンの消費機器側への吹出しにより排気フードでの排ガス収集が妨げられ室内に拡散される状況で使用を続け、排ガス混じりの空気が消費機器の給気へ流れていく事で、徐々に酸素濃度が低下、不完全燃焼を起こしたものと推定される。(ガス事業者推定) なお、給気については、給気口は消費機器の基準以上の有効面積であるが、数値上の余裕はないことを確認	都市ガス

飲食店や食品工場などで ガス機器を使われている皆様へ



ガスが正常に燃えるためには、酸素をたくさん含んでいる新鮮な空気が必要なんです。

ガス機器を使っているときに酸素が足りなくなると燃焼が不完全になり、人体に有毒な一酸化炭素（CO）が発生して中毒になるおそれがあります。

一酸化炭素（CO）中毒を防ぐためのポイントは3つ。毎日、職場の皆さんと一緒にチェックしてくださいね。

料理人見習いのユリさん

ガス機器を使うときは、必ず換気（給気と排気）！

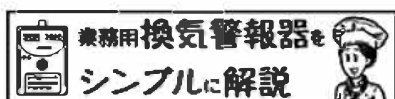
大型のガス機器の使用や、複数のガス機器の同時使用が多い業務用厨房施設では、ガスを使用する量が多い分、新鮮な空気もたくさん必要となります。職場にいる全員が、必ず換気扇や換気設備を運転した状態でガス機器を使うようにしましょう。なお、正常に燃えているガスの炎は青色です。

ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的に点検を！

ガス機器の給排気口や換気設備の吸い込み口に油汚れやホコリなどがたまると、きちんと換気ができなくなり、一酸化炭素（CO）中毒になるおそれがあります。日頃からきれいに清掃し定期的に点検も受けましょう。

万が一にそなえて、厨房や工場にCO警報器の取り付けを！ （詳しくは、ご契約のガス会社へお問合せください。）

一酸化炭素（CO）は無色・無臭。発生に気が付かずに中毒になる場合がほとんどです。そうならないよう、業務用厨房施設の環境に合わせて作られた「業務用換気警報器」の設置をお勧めします。



ユリさんとキダさんも出演中です！

約2分30秒の動画（日本ガス協会制作）はコチラ↑のQRコード（YouTubeに接続）からご覧いただけます。

ガスの青い炎で美味しい味とみんなの笑顔を！これからもガスの安全にご理解・ご協力をお願いいたします。



一般社団法人 日本ガス協会

このチラシは行政機関・団体が
共同で作成しました。

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会

一般社団法人 全国LPガス協会

一酸化炭素（CO）中毒の初期症状は、風邪に似ていると言われています。
ガスや炭火などの「火」を使っているときに体調不良を感じたら、
風邪と決めつけず、換気（給気と排気）の確保を確認してください。

一酸化炭素(CO)中毒の症状

空気中における一酸化炭素(CO)濃度	一酸化炭素(CO)の吸入時間と中毒症状
0.02% (200ppm)	2～3時間で前頭部に軽度の頭痛
0.04% (400ppm)	1～2時間で前頭痛・吐き気、2.5～3.5時間で後頭痛
0.08% (800ppm)	45分間で頭痛・めまい・けいれん、2時間で失神
0.16% (1,600ppm)	20分間で頭痛・めまい、2時間で死亡
0.32% (3,200ppm)	5～10分間で頭痛・めまい、30分間で死亡
0.64% (6,400ppm)	1～2分間で頭痛・めまい、15～30分間で死亡
1.28% (12,800ppm)	1～3分間で死亡



ガス会社のキダさん

「業務用換気警報器」は、皆様とお客さまの心強い味方です！



○血中に生じたCOヘモグロビンの濃度を推定し、一過性の一酸化炭素(CO)の発生では警報を出すことなく、人体へ危険な影響を与える前に警報を発します※。

○温度、湿度、一酸化炭素(CO)以外のガスなどの影響をうけにくく、センサーの性能が長い間安定しています。

○リチウム電池駆動なので、100Vの電源が不要。設置場所に困りません。

※ 体内で酸素を運ぶ役割を果たしている赤血球中のヘモグロビンは、一酸化炭素(CO)が体内に取り込まれると、それと結びついてCOヘモグロビンを形成し、酸素を運ぶ能力が失われます。血中のCOヘモグロビンの濃度が上昇すると、酸素を体内に送ることが徐々に難しくなり、人体へ様々な影響が生じる恐れがあります。

～職場で業務用換気警報器が鳴ったら～



いつ一酸化炭素（CO）中毒になってもおかしくない、本当に危険な状態！

すぐに行動に移すことは、次の3つです。

- ①すぐにガス機器や炭火の使用をやめる。
- ②換気をする。（ドアや窓を開けて換気をするか、換気扇などの換気設備が動いていなかったらすぐに作動させる。）
- ③ガス会社に連絡する。

(写)

別添

事務連絡
平成29年6月2日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課

消費者庁消費者安全課
消費者庁消費者政策課
文部科学省大臣官房総務課

消費者事故等の通知について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たり、格別の御理解、御協力を頂きありがとうございます。

平成21年9月1日に施行された消費者安全法（平成21年法律第50号）において、地方公共団体の長は消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、平成27年10月5日付け事務連絡のとおり、文部科学省において情報を集約し、消費者庁長官に通知することとしております（参考資料1参照）。

このたび、教育機関等における消費者事故等が発生した場合の情報通知先について、別紙のとおり一部変更いたしますのでお知らせします。関係機関に周知を図られるとともに、今後、消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知につき、遺漏なきよう対応をお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会にあっては、従前通り、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会所管の教育機関等における消費者事故等については、都道府県教育委員会において集約の上、別紙の文部科学省担当課まで通知願います。また、制度運用の詳細（参考資料2参照）については、平成27年10月5日付け事務連絡のとおり、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」（消費者庁：平成28年7月15日修正）を御確認ください。

※運用マニュアル・通知様式（参考資料3参照）等の掲載先 → <http://www.caa.go.jp/safety/>

<本件連絡先>

（身体・生命に関する消費者事故等の考え方について）

消費者庁消費者安全課

TEL：03-3507-9201（直通）、FAX：03-3507-9290

（財産に関する消費者事故等の考え方について）

消費者庁消費者政策課

TEL：03-3507-9176（直通）、FAX：03-3507-7557

（文部科学省への問合せ先）

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL：03-6734-2156（直通）、FAX：03-6734-3590

教育機関等における消費者事故等の情報通知先

教育機関等における消費者事故等（以下「事故等」という。）については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。（※下線部分が変更箇所）

（理科や技術・家庭などの授業中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局教育課程課
TEL：03-6734-2565（直通）
FAX：03-6734-3734
E-mail：kyoiku@mext.go.jp

（学校の体育・保健体育の授業中及び運動部活動中における製品に起因する事故等について）

スポーツ庁政策課学校体育室
TEL：03-6734-2674（直通）
FAX：03-6734-3790
E-mail：staiiku@mext.go.jp

（幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ移行した園に限る。）の教育活動中の事故について）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL：03-6734-3136（直通）
FAX：03-6734-3736
E-mail：youji@mext.go.jp

（高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室
TEL：03-6734-2904（直通）
FAX：03-6734-3177
E-mail：sansin@mext.go.jp

（学校施設の維持管理等に関する事故等について）

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
TEL：03-6734-2292（直通）
FAX：03-6734-3690
E-mail：sisetuki@mext.go.jp

（幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ移行した園を除く。）の教育活動中の事故について）

（その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校安全係
TEL：03-6734-2917（直通）
FAX：03-6734-3794
E-mail：anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

FAX : 03-6734-3715

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

TEL : 03-6734-2977 (直通)

FAX : 03-6734-3718

E-mail : syakai@mext.go.jp

(社会体育施設における事故等について)

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

TEL : 03-6734-3773 (直通)

FAX : 03-6734-3790

E-mail : stiiki@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局青少年教育課施設係

TEL : 03-6734-2650 (直通)

FAX : 03-6734-3795

E-mail : seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

FAX : 03-6734-3590

E-mail : hourei@mext.go.jp

事務連絡
平成27年10月5日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課

消費者庁消費者安全課
消費者庁消費者政策課
文部科学省大臣官房総務課

消費者事故等の通知について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たり、格別の御理解、御協力を頂きありがとうございます。

平成21年9月1日に施行された消費者安全法（平成21年法律第50号）において、地方公共団体の長は消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、平成21年9月1日付け、平成24年6月28日付け及び平成27年5月22日付け事務連絡のとおり、文部科学省において情報を集約し、消費者庁長官に通知することとしております。

このたび、平成27年10月1日付けで、スポーツ庁の設置等、文部科学省の組織改編を行ったことに伴い、教育機関等における消費者事故等が発生した場合の情報通知先について、別紙のとおり変更いたしますのでお知らせします。関係機関に周知を図られるとともに、今後、消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知につき、遺漏なきよう対応をお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会にあっては、従前通り、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会所管の教育機関等における消費者事故等については、都道府県教育委員会において集約の上、別紙の文部科学省担当課まで通知願います。また、制度運用の詳細については、平成27年5月22日付け事務連絡のとおり、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」（消費者庁：平成27年3月27日最終改訂）を御確認ください。

※運用マニュアル・通知様式等の掲載先 → <http://www.caa.go.jp/safety/>

<本件連絡先>

（身体・生命に関する消費者事故等の考え方について）

消費者庁消費者安全課

TEL：03-3507-9201（直通）、FAX：03-3507-9290

（財産に関する消費者事故等の考え方について）

消費者庁消費者政策課

TEL：03-3507-9176（直通）、FAX：03-3507-9287

（文部科学省への問合せ先）

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

TEL：03-6734-2156（直通）、FAX：03-6734-3590

教育機関等における消費者事故等の情報通知先

教育機関等における消費者事故等（以下「事故等」という。）については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。（※下線部分が平成27年10月1日付けの変更箇所）

（理科や技術・家庭などの授業中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局教育課程課
TEL：03-6734-2565（直通）
FAX：03-6734-3734
E-mail：kyoiku@mext.go.jp

（学校の体育・保健体育の授業中及び運動部活動中における製品に起因する事故等について）

スポーツ庁政策課学校体育室
TEL：03-6734-3776（直通）
FAX：03-6734-3790
E-mail：taiikuss@mext.go.jp

（幼稚園の教育活動中の事故について）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
スポーツ庁政策課学校体育室
TEL：03-6734-3136（直通）
FAX：03-6734-3736
E-mail：youji@mext.go.jp

（高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室
TEL：03-6734-2904（直通）
FAX：03-6734-3177
E-mail：sansin@mext.go.jp

（学校施設の維持管理等に関する事故等について）

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
TEL：03-6734-2292（直通）
FAX：03-6734-3690
E-mail：sisetuki@mext.go.jp

（その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校安全係
TEL：03-6734-2917（直通）
FAX：03-6734-3794
E-mail：anzen@mext.go.jp

（専修学校・各種学校における事故等について）

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

FAX : 03-6734-3715

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

TEL : 03-6734-2977 (直通)

FAX : 03-6734-3718

E-mail : syakai@mext.go.jp

(社会体育施設における事故等について)

スポーツ庁参事官 (地域振興担当)

TEL : 03-6734-2686 (直通)

FAX : 03-6734-3792

E-mail : ssport@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局青少年教育課施設係

TEL : 03-6734-2650 (直通)

FAX : 03-6734-3795

E-mail : seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

FAX : 03-6734-3590

E-mail : hourei@mext.go.jp

教育施設における生命・身体事故通知の簡易な目安

消費者事故等の情報の一元的な集約、事故防止等を目的とする消費者安全法の規定に基づき、教育機関等における事故情報の通知の徹底をお願いしたい。

通知の目安

以下に該当する事故は積極的に通知を検討いただきたい

(1) 教育中に死亡・重症となった事故

又は

(2) 製品・設備等の欠陥が疑われる事故

本資料の目安は、簡易的な目安であり、詳細は「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照のこと。

(1)教育中に死亡・重症となった事故の該当性

○以下の2つの要件を満たす事故は、原則として通知する。

	該当する事例	該当しない事例
要件① 教育中	<ul style="list-style-type: none">・授業中・部活・遠足等の課外指導中・幼稚園の預かり時間中(自由遊び含む)・休み時間中	<ul style="list-style-type: none">・通学中(スクールバス等は該当)
要件② 死亡・重症	<ul style="list-style-type: none">・死亡・後遺症等・30日以上の治療が必要・意識不明の重体 等	<ul style="list-style-type: none">・かすり傷等の軽症・治療期間(30日未満)

＜要件①②を満たしても通知不要なケース＞

事故状況等から「教諭・教育機関等の安全管理が不十分だった可能性はない」と判断できる場合は通知不要であるが、①施設の安全配慮、②事故前の説明・指導、③事故後の応急対応等、等の観点も踏まえ慎重に検討すること。

(2)「製品・設備等の欠陥が疑われる事故」の該当性

○製品・設備等の欠陥が疑われる事故は、原則として通知する。

(教育中でない事故、死亡・重篤でない事故を含めて通知対象)

検討の視点

製品・設備の構造の欠陥、単品不良等の疑いがあるか

製品・設備の維持管理や安全管理が不十分だった疑いがあるか

通常想定される方法で使用されているにもかかわらず発生疑いがあるか

消費者事故等の事例（イメージ）

（1）教育中に死亡・重症となった事故の事例

事例

体育の陸上競技中に熱中症で倒れ、死亡（安全管理が不十分の疑い）

幼稚園のプールを使用中に溺れ、死亡（安全管理が不十分の疑い）

給食後に、アナフィラキシーショック症状を発症し、意識不明の重体（配膳ミス等の疑い）

（2）製品・設備等の欠陥が疑われる事故の事例

事例

バスケットゴールが倒れ、頭部を強打

プールで、排水口に引き込まれ、溺水

子どもが屋上の天窓の上に乗り、ガラスが割れて落下

文 部 科 学 省 消 費 者 事 故 等 情 報 通 知 様 式

1. 本件の取り扱いについて

(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェックまたは○を記入します。)

- 公益通報
 企業機密
 行政処分予定

2. 通知者に関する事項

(通知主体の情報を記入します。文部科学省で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)

① 通知主体
(行政機関名等)



担当者名：

所属部署：

電話番号：

② 通知日時

年
 月
 日
 時
 分頃

 第 報

3. 事故等の種別

(事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表1参照。)

安全分野 (生命・身体被害)

重大事故等

重大事故等以外

財産被害分野 (表示・取引)

4. 事故等が発生した日時・地域

(事故等が発生した年月日、時間および発生した都道府県・市町村を記入します。)

① 発生日時

年
 月
 日
 時
 分頃

② 発生地域

(都道府県等)

(市町村)

5. 事故等が発生した場所

(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェックまたは○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を () に記入します。)

施設等の場所

住宅

店舗・商業施設

学校

病院・福祉施設

公園

道路

公共施設

海・山・川等自然環境

車内・機内・船内

その他 → (

)

施設内の場所

階段

浴槽・風呂場

台所

玄関

居室

洗面所

ベランダ

庭

廊下

昇降機 (エレベータ)

エスカータ

動く歩道

自動ドア

回転扉

その他 → (

)

6. 情報を得た日時

(本件の情報を得た年月日および時間を記入します。)

情報を得た日時

年
 月
 日
 時
 分頃

7. 情報を得た方法

(本件の情報を得た方法について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その方法を()に記入します。)

来所 電話 F A X 文書(手紙等含む)
 電子メール その他 → (_____)

8. 情報提供者

(本件の情報提供者について、該当するものにチェックまたは○を記入し、氏名または名称、連絡先を記入します。)

消費者 公益通報者 職権探知
 事業者(製造) 事業者(販売) 事業者(同業他者等その他)

情報提供者の氏名または事業者名 → _____
 情報提供者の住所 → _____
 情報提供者の電話番号 → _____

文部科学省及び消費者庁からの直接連絡
 (可・不可)

情報提供者不明・匿名

9. 被害者(負傷者・契約当事者等)

(①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するものすべてにチェックまたは○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。)

① 被害者は… 情報提供者自身 情報提供者以外

② 相談者を含めた被害者数 人

性别人数 男性 人 女性 人
 年齢別人数 0歳以下 人 1歳以下 人 2歳以上5歳未満 人 10歳未満 人
 10歳代 人 20歳代 人 30歳代 人 40歳代 人
 50歳代 人 60歳代 人 70歳代 人 80歳以上 人
 職業別人数 給与生活者 人 自営業・自由業者 人 家事従事者 人 高校生以上の学生 人
 中学生 人 小学生 人 保育幼稚園児 人 未就園児 人
 無職 人 その他 人 不明 人

10. 事故等の原因の特定情報

(①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェックまたは○を記入し、②③では事故等の原因となった商品・役務名および型番をわかる範囲で記入します。)

① 事業者の属性

製造業者・輸入業者 → 名称 (_____)
 販売業者等(購入先・契約先) → 名称 (_____)
 信用供与者(信販、クレジット、リース等) → 名称 (_____)
 工事業・修理業者 → 名称 (_____)
 その他 → 名称 (_____)

② 商品・役務名

③ 型式・ロット番号

【安全分野】

11. 安全分野の事故等の種別

(安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

事故情報

ヒヤリハット情報

12. 安全分野の事故等の種類

(安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表2参照。)

死亡

負傷・疾病

一酸化炭素中毒

安全基準不適合

飲食物の異常

飲食物以外の異常

窒息等の危険

火災等の異常な事態

13. 安全分野の事故等の内容

(安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その態様を()に記入します。)

火災事故

発煙・発火・過熱

点火・燃焼・消火不良

破裂

ガス爆発

ガス漏れ

燃料・液漏れ等

化学物質による危険

漏電・電波等の障害

製品破損

部品脱落

機能故障

転落・転倒・不安定

操作・使用性の欠落

交通事故

誤飲

中毒事故

異物の混入

腐敗・変質

その他 → (_____)

14. 安全分野の事故等の原因

(安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

製品自体の不良

表示又は取扱説明書の不備

製品自体の不良

表示の不備

経年劣化

業者の設置・施行不良

業者の修理不良

業者輸送中の取扱いの不備

消費者の誤使用

消費者の不注意

消費者の設置・施行不良

消費者の修理不良

製品には起因しない偶発的事故

その他

原因不明

調査中

調査不能

原因調査機関 →

15. 安全分野の事故等の品目

(安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

- | | | | |
|--|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 食料品 | <input type="checkbox"/> 家電製品 | <input type="checkbox"/> 住居品 | <input type="checkbox"/> 文具・娯楽用品 |
| <input type="checkbox"/> 光熱水品 | <input type="checkbox"/> 被服品 | <input type="checkbox"/> 保健衛生品 | <input type="checkbox"/> 車両・乗り物 |
| <input type="checkbox"/> 建設・設備 | <input type="checkbox"/> 保険・福祉サービス | | |
| <input type="checkbox"/> その他 → (_____) | | | |

16. 被害の状況

(安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その被害の状況を () に記入します。)

- | | | | |
|--|--------------------------------------|----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 骨折 | <input type="checkbox"/> 脱臼・捻挫 | <input type="checkbox"/> 切断 | <input type="checkbox"/> 擦過傷・挫傷
・打撲傷 |
| <input type="checkbox"/> 刺傷・切傷 | <input type="checkbox"/> 頭蓋(内)損傷 | <input type="checkbox"/> 内臓損傷 | <input type="checkbox"/> 神経
・脊髄の損傷 |
| <input type="checkbox"/> 筋・腱の損傷 | <input type="checkbox"/> 窒息 | <input type="checkbox"/> 熱傷 | <input type="checkbox"/> 凍傷 |
| <input type="checkbox"/> 皮膚障害 | <input type="checkbox"/> 感電障害 | <input type="checkbox"/> 一酸化炭素中毒 | <input type="checkbox"/> 食中毒 |
| <input type="checkbox"/> その他の中毒 | <input type="checkbox"/> 感覚機能の
低下 | <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 | <input type="checkbox"/> 消化器障害 |
| <input type="checkbox"/> その他 → (_____) | | | |

17. 安全分野の事故等の態様(事故等の詳細)【必須】

(安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。)

【財産被害分野】

18. 財産被害分野の事故等の種類

(財産被害分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表3参照。)

- | | | | |
|---|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> 虚偽・誇大な
広告・表示 | <input type="checkbox"/> 不実告知・
事実不告知 | <input type="checkbox"/> 断定的判断の
提供 | <input type="checkbox"/> 不退去・
退去妨害 |
| <input type="checkbox"/> 消費者を欺き、
威迫し、困惑さ
せる | <input type="checkbox"/> 事業者の損害賠
償責任等を免除
する契約条項 | <input type="checkbox"/> 損害賠償請求の
制限違反 | <input type="checkbox"/> キャンセル料の
制限違反 |
| <input type="checkbox"/> 法によって無効
とされる契約条
項 | <input type="checkbox"/> その他消費者の
利益を一方向的に
害する契約条項 | <input type="checkbox"/> 履行拒否・
履行遅延 | <input type="checkbox"/> 違法景品 |
| <input type="checkbox"/> 不招請勧誘 | <input type="checkbox"/> 適合性原則違反 | <input type="checkbox"/> 書面交付義務
違反 | <input type="checkbox"/> 説明義務違反 |
| <input type="checkbox"/> その他 → (_____) | | | |

19. 財産被害分野の事故等の分野

(財産被害分野の事故等の分野について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表4参照。)

- | | | | |
|--|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 商品 | <input type="checkbox"/> 役務 | <input type="checkbox"/> 先物 | <input type="checkbox"/> 金融・投資 |
| <input type="checkbox"/> 賃貸借 | <input type="checkbox"/> 多重債務 | <input type="checkbox"/> 架空請求 | <input type="checkbox"/> 過量販売 |
| <input type="checkbox"/> その他 → (_____) | | | |

20. 財産被害分野の事故等の態様（販売購入形態）

(財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表5参照。)

- | | | | |
|--|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> 店舗購入 | <input type="checkbox"/> 訪問販売 | <input type="checkbox"/> キャッチ
セールス | <input type="checkbox"/> アポイント
メントセールス |
| <input type="checkbox"/> 通信販売 | <input type="checkbox"/> インターネット
ショッピング | <input type="checkbox"/> インターネット
オークション | <input type="checkbox"/> テレビ
ショッピング |
| <input type="checkbox"/> 電話勧誘販売 | <input type="checkbox"/> マルチ・
マルチまがい | <input type="checkbox"/> 業務提供誘因
販売 | <input type="checkbox"/> 特定継続的
役務提供 |
| <input type="checkbox"/> ネガティブ・
オプション | <input type="checkbox"/> その他 → (_____) | | |

21. 財産被害分野の事故等の態様（契約の成否）

(財産被害分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

- | | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 既に契約・申込した | <input type="checkbox"/> まだ契約・申込していない | <input type="checkbox"/> 不明 |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|

22. 財産被害分野の事故等の態様（信用供与の有無）

(財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表6参照。)

- | | | | |
|-----------------------------|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 現金 | <input type="checkbox"/> 自社割賦 | <input type="checkbox"/> 包括信用購入
あつせん(クレ
ジットカード) | <input type="checkbox"/> 個別信用購入
あつせん |
| <input type="checkbox"/> 借金 | <input type="checkbox"/> その他 → (_____) | | |

23. 財産被害分野の事故等の態様（被害金額）

（財産被害分野の事故等で被害に遭った、または、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を（ ）内に記入します。）

既払い金額 → 円

商品・役務自体の金額 → 円

申込金 → 円

クレジット等手数料 → 円

その他 { 円 (_____)

円 (_____)

円 (_____)

被害金額は不明

24. 財産被害分野の事故等の態様（事故等の詳細）【必須】

（財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。）

25. 通知するとした判断理由（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

（通知すると判断した理由について、自由に記載します。）

--

26. 関連事項（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

（関連する事項があれば、自由に記載します。）

--

27. その他特記事項

（その他特記すべき事項について、自由に記載します。）

--